

議案第79号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年11月28日 提出

北本市長 石津賢治

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第20号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号参考資料

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</u>、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間</p> <p>(21) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合</u>、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間</p> <p>(21) 略</p>